

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件四件 二二九
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二二〇
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 二二〇
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二二〇
- 落札者を決定した件二件 二二二
- 県営土地改良事業の工事が完了した件三件 二二二
- 福島県警察本部
○ 落札者を決定した件 二二三

告 示

福島県告示第三百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、地方税の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番二号
株式会社セブーンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ローション 東京都品川区大崎一丁目十一番二号
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二十一号
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

- ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一
- 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号
- 二 指定公金事務取扱者を指定した日
令和六年十一月一日
- 三 指定公金事務取扱者に委託した歳入等
福島県税コンビニエンスストア収納による収入
- 四 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

（税 務 課）

福島県告示第三百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
株式会社JAサービスマみなみ
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
福島県白河市弥次郎窪二十九番地一
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県農業総合センター農業短期大学校で生産した農産物の販売代金の収納事務
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

（農業担い手課）

福島県告示第三百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
東西しらかわ農業協同組合
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
福島県東白川郡棚倉町大字流字中豊八十八番地

- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県農業総合センター農業短期大学校で生産した農産物の販売代金の収納事務
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

(農業担い手課)

福島県告示第三百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり指定公金事務取扱者(同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)に委託した。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
株式会社エフレジ
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
大阪府大阪市北区大深町四番二十号 グランフロント大阪タワーA
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
令和八年三月三十日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
建設業許可及び経営事項審査の電子申請にかかる申請手数料
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

(技術管理課建設産業室)

福島県告示第三百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年五月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

- 代表取締役 野々口 剛
- (変更後) 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
- 代表取締役 北原 克哉

- 三 変更した年月日
令和八年四月一日
- 四 届出年月日
令和八年五月十四日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

株式会社しまむら
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、高木用水土地改良区が高木用水土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和八年五月二十七日から
同 年六月十五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
本宮市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、古道地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和八年五月二十七日から

公
告

三 同 年六月十五日まで
縦覧の場所
田村市役所
（二十日間）

四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

公告第115号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額
72,050,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月6日

（税務システム課）

公告第116号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
令和8年5月26日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 落札金額
130,680,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月10日

（施設管理課）

公告第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、穴堰地区に係る県営農業農村施設維持管理事業の工事は令和八年二月九日完了したので公告する。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

公告第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、田町大堰地区に係る県営農業農村施設維持管理事業の工事は令和八年二月十七日完了したので公告する。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

公告第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、庄司場堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業（大規模）の工事は令和八年三月二十五日完了したので公告する。

令和八年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第53号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける刑事手続業務 I T 化に係る機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
刑事手続業務 I T 化に係る機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和8年4月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
213,894,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年3月10日

(会 計 課)